

熱帯果樹栽培者募集要項

1. 概要

武雄市において平成23年度より国内であまり生産流通していない熱帯果樹の試験栽培を開始しました。導入した果樹は5種で、栽培開始から5年間で成長し実が成った果樹、またはほとんど成長がみられなかった果樹があるなどの結果がでています。

武雄市（以下「甲」という。）が行う栽培については、平成27年度で終了し、今後は新たな可能性、方向性を見出すため、栽培者（以下「乙」という。）を募集し選考のうえ果樹を譲渡します。

2. 熱帯果樹の種類等

種類	本数	樹高 (m)
ライチ	45	2~5
リュウガン	232	1~3
アボカド	87	0.5~1.5
スターフルーツ	8	1.5~2
ジャポチカバ	6	1~2

※樹高は鉢の高さ0.3~0.5mを含みます。

※樹齢は概ね5~7年です。

3. 応募要件

- 1) 武雄市内に住所を有する営農経験がある個人又は団体（法人含む）。ただし、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある個人、団体でないもの。
- 2) 栽培する土地については自己所有地又は借地として武雄市内で確保できること。
- 3) 50本以上の果樹を譲受し栽培できるもの。
- 4) 武雄市産熱帯果樹のブランド化に意欲があり、収穫した果実を自己消費ではなく、販売を目的として栽培するもの。

4. 栽培経過の報告

平成28年4月1日~平成30年3月31日までの2年間については、栽培経過、生育、収穫状況等、甲が指定する様式により報告していただきます。

5. 費用関係

- 1) 譲渡した果樹の栽培管理等すべての費用は乙の負担となります。
- 2) 収穫した生産物（果実）については乙のものとして販売が可能です。
- 3) 現在の栽培地（橘町）から乙の栽培地への果樹の運搬費用は乙の負担とします。

6. 応募方法

別紙の武雄市熱帯果樹栽培応募書（様式1）によりお申し込み下さい。

7. 選考方法

応募申込書の内容、面接、及び栽培予定地の視察により選考のうえ譲渡先及び本数を決定します。

※市内における栽培適地調査に資するため、選考順位の上位者数名へ譲渡本数を振り分ける場合もあります。

8. 遵守事項

- 1) 譲渡した果樹については、第三者へ譲渡してはならない。
- 2) 栽培管理に当っては、最善を尽くすこと。
- 3) 病害虫の発生等、その他理由によって乙又は第三者に損害が発生した場合、乙の責として甲への補償は問わない。
- 4) 栽培経過、生育、収穫状況等について、武雄市及び市内農家等へ情報提供することに同意すること。

9. スケジュール

- 1) 募集要項配布：平成28年2月1日（月）～2月10日（水）
- 2) 現地説明会：平成28年2月12日（金）
※時間、場所は農林課へご確認下さい。
- 3) 募集受付：平成28年2月12日（金）～19日（金）
- 4) 栽培者の決定：平成28年2月29日（月）
- 5) 熱帯果樹の配給：平成28年3月1日（火）～31日（木）